

所得税の申告期間は、2月16日(木)～3月15日(木)です(土日は除く)。ただし、2月19日・26日(日)は実施。確定申告書は自身で作成し、大和税務署へ郵送など「早め」提出してください。また、市役所でも次のとおり受け付けを行います。

【ご注意ください】
1つしから会場が
市役所702・703会議室に
変更になりました

◆市役所でできる確定申告

▼対象 ▼収入Ⅱ給与と公的年金のみの方 ▼控除Ⅱ医療費・社会保険料・生命保険料・扶養控除追加など

▼日時 2月16日(木)～3月15日(木)(土日は除く)。ただし、2月19日・26日(日)は実施) ▼午前の部Ⅱ8時30分～12時(受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後の部へ) ▼午後の部Ⅱ13時～17時15分(受け付けは15時30分まで) ※混雑時は、受付終了が早まる場合があります。

※2月18日(土)・3月3日(土)の市役所土曜開庁日は、完成した申告

書の提出に限り市民税課窓口で受します。

▼注意事項 市役所への郵送による提出はできません。

◆市役所でできない確定申告

次の①～④に該当する方は、直接大和税務署で申告を行ってください。

①給与・年金以外の収入に関する申告

②住宅借入金等特別控除の申告

③雑損控除の申告

④平成22年分以前の申告

※ただし、完成した申告書の提出に限り、市役所でも收受します。

◆公的年金に係る確定申告

平成23年分以後、公的年金などの収入合計額が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下

である場合、確定申告をする必要がなくなりました。

※所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。また、確定申告が不要な場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります。

◆市・県民税(住民税)の申告

市・県民税の申告書の提出期限は3月15日(木)です。申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行ができなくなる場合があります。なお、次の①～④に該当する方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をした方
- ②昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③昨年中の収入が公的年金のみで、収入金額が400万円以下であり、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更がない方
- ④市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

▼申告方法 2月15日(水)までは市民税課窓口(土曜開庁日も含む)で、2月16日(木)～3月15日(木)は市役所702・703会議室で確定申告と同様の時間内に申告してください。また、郵送による提出も可能です。

申告に持参するもの

- ①印鑑
- ②源泉徴収票(原本)
- ③社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書の添付が必要)
- ④生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑤医療費控除の場合領収書(あらかじめ合計額を計算してください)と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた金額の分かるもの
- ⑥申告者自身の銀行口座番号
- ⑦申告書が郵送された方は、その用紙
- ⑧筆記用具、計算用具
- ⑨e-Taxを利用されている方は、利用者識別番号と暗証番号

市民の皆様へ(おわび)

昨年11月13日に執行した海老名市議会議員選挙において、3番目の得票数で当選した候補者の14票が、18番目で当選した候補者の票に混入していました。市選挙管理委員会では、同選挙で次点となった候補ほか2名からの異議申出を受け、全投票用紙を再点検した12月10日に混入票を発見していましたが、ことし1月10日まで公表していませんでした。これは選挙に携わる者として許されることではありません。ここに市民の皆様をはじめ、立候補者、その関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

今後は、今回の反省を踏まえ、選挙事務におけるミスをなくすこと、万が一ミスが起きてしまったときには速やかに事実を公表し、再発防止に努めることが市選挙管理委員会に課せられた責務であることを深く認識し、皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

海老名市選挙管理委員会
☎(235)4905

作りませんか? 写真付き「えびなカード」

顔写真付きの住民基本台帳カード「えびなカード」は、運転免許証などの公的な身分証明書と同様に、本人確認用の証明として使用できるので便利です。詳細はお問い合わせください。

- ◆カードにはこんな機能が:
 - ・住民基本台帳カード機能
 - ・自動交付機の利用(窓口交付より50円安く利用)
 - ・図書貸し出し機能
 - ・公的個人認証サービス



発行手数料は500円です。

市民課 ☎(235)4869

特定健診・後期高齢者健診 受診期間は3月末まで

特定健診と後期高齢者健診の平成23年度の受診は、3月31日(土)で終了します。未受診の方は、健康管理のために受診をお勧めします。 ▼対象 「特定健診」40～74歳の海老名市国民健康保険の加入者。(今年度に人間ドック助成を申請

国民健康保険課 ☎(235)4594

した方は除く) (後期高齢者健診) 後期高齢者医療制度の加入者 ▼その他 受診対象者には、去年5月中旬に必要な書類を送付しています。年度途中に受診対象となった方や書類を紛失した方は、保険年金課へ連絡してください。